

デリバティブ取引情報

● デリバティブ取引とは

「デリバティブ」(金融派生商品)取引とは、金利や為替・有価証券などの本来の金融商品から派生した取引で、金融機関や一般企業で広く利用されています。

● デリバティブ取引の目的

〈中央ろうきん〉では、住宅ローン、有価証券や預金の将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を利用しています。

例えば、会員・利用者の方々の多種多様なご要望に応じ、将来、金利が上昇した場合にも融資金利を全期間固定する全期間固定型、一定期間固定する固定金利特約型の住宅ローンや融資金利が一定水準以上に上昇しない上限金利特約型住宅ローンなどを提供していますが、これらの金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引や金利オプション取引(キャップ取引)を利用しています。

● デリバティブ取引のリスク管理体制

〈中央ろうきん〉では、デリバティブ取引に関しては、経営管理委員会で審議・決定を行うとともに、具体的な取引についても、運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。

また、市場取引部門とリスク管理部門を独立して設置し、相互牽制機能の確保を図っています。

● デリバティブ取引の時価等

デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されていない取引は下表の通りです。

〈金利関連取引〉

(単位：百万円)

項 目	2014年3月末	2015年3月末
金 利 関 連 取 引	該当ありません。	該当ありません。

※日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、上記記載の対象から除いております。

「金利スワップ」

金利スワップ利息計算上の「想定元本」金額に対する利息だけを交換する取引です。

例えば、固定金利ローンは、市場金利が上昇してもローン金利が上昇しないというリスクがありますが、このリスクを軽減するためには、固定金利を支払い、変動金利を受取る取引を他の金融機関との間で行います。

「オプション」

あらかじめ契約により定めた条件で債券等を売買する「権利」のことです。

例えば、上限金利特約型住宅ローンの上限金利を超えて市場金利が上昇するリスクを軽減するためには、あらかじめ契約により定めた水準を超えた場合、契約した金利と市場金利との金利差額を受取る「キャップ」という金利オプション取引を他の金融機関との間で行います。